

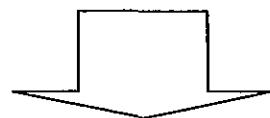
福祉系大学等での養成の在り方

【現状】

- 社会福祉士試験の受験資格取得に必要な科目（指定科目）を告示で規定しているのみで、指定科目を履修して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格を得ることが可能となっている。
- 指定科目の内容及び時間数（単位数）等については、社会福祉士及び介護福祉士法令上の定めがないため、福祉系大学等の裁量に委ねられている。

【課題】

- とりわけ、実習や演習等の科目については、指定基準を遵守しなければならない養成施設と福祉系大学等との間で教育内容や実習指導体制等に差異がみられることもある。
- 実践力の高い社会福祉士の養成という観点からすれば、社会福祉士として求められる技能の修得に必要な実習や演習等については、社会福祉士試験で評価することが困難な科目であることも踏まえると、それらの修得を法制度的に担保する枠組みが求められている。



【見直しの方向】

- 主に社会福祉士として求められる知識を学ぶ講義系の科目については、大学教育の独自性を尊重し、現行通り科目の指定制を維持する（指定科目については、教育カリキュラムの見直しの中で抜本的に検討する）。
- 社会福祉士試験では評価し難く、養成施設と福祉系大学等との間で教育内容や実習指導体制等に差異がみられることもある実習・演習系の科目については、福祉系大学等に関しても養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図る。

※現行の指定基準における実習関係の規定については、時間数、教員要件、実習指導者要件、実習施設、施設設備等がある。

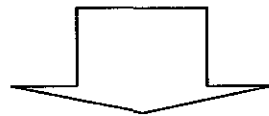
教育カリキュラムの見直し

【現状】

- 現行の教育カリキュラムについては、社会福祉士制度創設以降の約20年間、抜本的な見直しがされてこなかった（介護保険制度創設時に、一部見直された箇所もある）。
- 社会福祉士を取り巻く状況の変化や、社会福祉士の役割が期待されている新たな分野がみられるようになってきており、社会福祉士に求められる専門性や役割も変わってきている。

【課題】

- 新たに社会福祉士の役割が期待されている分野として、サービスの利用支援、地域を基盤とした相談援助、新しい行政ニーズへの対応等が挙げられることを踏まえ、養成課程においては、権利擁護のための法知識、ケアマネジメント、就労支援、組織運営・管理や経営、福祉計画等に関する知識と技能を修得することができるようにするための見直しが必要である。



【見直しの方向】

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門的知識と技術について実践的な観点から抜本的に見直すこととし、必要に応じて新たな分野についても加えることとする。
- 養成施設の養成課程の教育時間数については、教育カリキュラムの見直しを踏まえて、現行の修業年限を前提に、新たな分野の追加についても考慮し、一般養成施設の場合、現行の1,050時間から最大1,200時間程度の範囲内での時間増も視野に入れつつ、養成課程の充実を図る。また、これに基づき福祉系大学等については指定科目名の見直しを行う。

※ 見直しに当たっては、現行の精神保健福祉士との共通科目についても配慮することとする。

**[参考1] 社会福祉士養成施設養成課程（カリキュラム）と社会福祉士試験
受験資格取得に必要な指定科目及び社会福祉士試験科目比較表**

社会福祉士養成施設 養成課程	時間数	福祉系大学等 (指定科目)	社会福祉士試験科目
社会福祉原論	60	社会福祉原論	社会福祉原論
老人福祉論	60	老人福祉論	老人福祉論
障害者福祉論	60	障害者福祉論	障害者福祉論
児童福祉論	60	児童福祉論	児童福祉論
社会保障論	60	左の3科目のうち、1科目	社会保障論
公的扶助論	30		公的扶助論
地域福祉論	30		地域福祉論
社会福祉援助技術論	120	社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術
社会福祉援助技術演習	120	社会福祉援助技術演習	—
社会福祉援助技術現場実習	180	社会福祉援助技術現場実習	—
社会福祉援助技術現場実習指導	90	社会福祉援助技術現場実習指導	—
心理学	30	左の3科目のうち、1科目	心理学
社会学	30		社会学
法学	30		法学
医学一般	60	医学一般	医学一般
介護概論	30	介護概論	介護概論
合計（16科目） （下段は短期養成課程 の時間数（6科目））	1,050 600	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	・13科目 ・出題数150問 ・試験時間240分

[参考2] 教育カリキュラム見直しのイメージ

現行カリキュラム

- 社会福祉原論
- 老人福祉論
- 障害者福祉論
- 児童福祉論
- 社会保障論
- 公的扶助論
- 地域福祉論
- 社会福祉援助技術論
- 社会福祉援助技術演習
- 社会福祉援助技術現場実習
- 社会福祉援助技術現場実習指導
- 心理学
- 社会学
- 法学
- 医学一般
- 介護概論

今日的状況を踏まえ、
実践的な観点から
抜本的に見直す

これからの社会福祉士に
求められる知識と技術

カリキュラム見直しの基本的視点

社会福祉士を取り巻く状況の変化

- 福祉ニーズの変化
- 社会福祉の実施体制の変化
- 相談支援システムの変化
- サービスの利用支援と権利擁護
- 社会福祉経営の変化 等

社会福祉の対象の普遍化

自立と尊厳を重視したサービスの提供

新たに社会福祉士の役割が期待される分野

- 権利擁護、成年後見活動
- 虐待問題への対応
- 地域生活支援事業における相談支援事業
- 障害者への就労支援
- 自立支援プログラムにおける活用
- ホームレス対策関係事業
- 第三者評価や苦情処理 等

求められる社会福祉士像

新カリキュラムの骨子案

人と社会システム

- 人の身体の仕組みや保健医療に関する理解
- 人の心の仕組みや心理的支援に関する理解
- 社会・組織の仕組みや社会的ネットワークに関する理解
- 法の仕組みや権利擁護に関する理解 等

支援の基礎

- 社会福祉の原理（歴史や理論）に関する理解
- 地域福祉に関する理解
- 社会保障制度に関する理解
- 介護保険制度に関する理解
- ケアワークの基礎に関する理解
- ソーシャルワークの基礎（倫理含む）に関する理解
- ケアマネジメントの基礎に関する理解
- ニーズ測定とサービス評価の基礎に関する理解 等

支援の展開

- 貧困の理解と福祉サービス
- 雇用対策と就労支援
- 高齢者の生活理解と福祉サービス
- 障害者の生活理解と福祉サービス
- 児童と家庭の生活理解と福祉サービス
- 利用者や家族を対象とするソーシャルワーク論、演習、実習、実習指導
- 地域や組織を対象とするソーシャルワーク論（運営・管理や経営、計画含む）、演習、実習、実習指導 等

※ 教育カリキュラムの検討は、各分野の専門家及び実践者からなる作業チームを平成19年早々に設け、福祉部会での議論を踏まえ、平成19年秋にとりまとめを行うことを目途に検討を進める。

実習の在り方の見直し (実習の質の担保・標準化について)

【現状】

- 養成施設においては、時間数、教員要件、実習指導者要件、実習施設、施設設備等について、遵守すべき基準が定められている。
- 実習の内容については、その目的や留意点は定められているが、具体的な内容に関する基準は無い。
- その結果、実際に行われている実習においては、介護業務の補助や施設見学に過ぎないようなものなど、社会福祉士に求められる技能に関して学ぶことができる実習内容になっていない事例も少なからず見受けられる。
- また、福祉系大学等については、上記の基準の適用はない。
- このほか、社会福祉士試験の合格率が約3割となっていることから、養成施設や大学等における社会福祉士の資格取得に生かされていないという現状もある。

【課題】

- 社会福祉士を取り巻く状況が変化してきたことを踏まえ、現在及び将来のニーズに応えうる実践力の高い社会福祉士の養成という観点から、実習の質の担保とその標準化が求められている。

【見直しの方向】

①実習の内容

- 社会福祉士としての技能を修得するために必要となる実習の必須事項について検討し、教育カリキュラムの見直しに併せてそれを明示する
- 社会福祉施設、福祉事務所等、施設等の類型ごとに、典型的な実習モデルを提示できるよう、研究を進める

②実習指導体制

- 実習担当教員には、実習を効果的に実施するために必要となる実習前指導、実習受入施設の実習指導者との協議や実習後指導等を行うための知識と技能が求められる。したがって、実習担当教員の要件については、社会福祉士有資格者であることや、実習担当教員として必要な知識と技能を修得するための研修を受講した者とする方向で検討する
- 実習受入施設の実習指導者については、実習指導者の指導力向上及び実習指導の標準化を図る観点から、研修の充実を図る

③実習施設

- 実習の対象となる施設や事業の範囲を拡大する
(考えられる追加例：独立型社会福祉士事務所、有料老人ホーム、第三者評価機関、司法関係分野等)

④実習時間等

- 実習については、上記①～③の見直しをまず行う。
- 実習時間数については、上記①～③の見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、必要があれば、拡充する方向で検討することとする。

⑤福祉系大学等での実習の在り方

- 福祉系大学等においても養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図る

⑥その他

- 実習生を受け入れ、適切な実習指導を行っている施設に対する社会的な評価が高まるような配慮や、実習指導に対する取り組みを評価し、支援するための施策を研究し、検討する
- 通信課程と昼間・夜間課程の時間数を原則同等とする

※ 実習の在り方の見直しについては、教育カリキュラムの検討を行う作業チームにおいて検討することとし、平成19年秋にとりまとめを行うことを目途に検討を進める。

〔参考〕 実習担当教員・実習指導者の要件について

「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」
(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知) 抄

5 教員に関する事項

(6) 各科目毎の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のとおりとする。

イ 社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導

(ア) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者

(ウ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

(オ) 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。

8 実習に関する事項

(2) 実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。

ア 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者

イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者

ウ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者

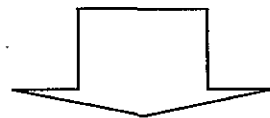
行政職ルートの在り方

【現状】

- 資格取得ルートの中で唯一、指定科目の履修や養成課程を経ることなく、児童福祉司等の行政職としての実務経験のみをもって受験資格を取得することができるルートとなっている。
(※前回(第18回)試験の行政職ルートの状況：受験者数83人、合格者数43人、合格率51.8%)

【課題】

- 他のルートと比較すると、社会福祉士として必要な知識と技能のうち、特に技能について体系的に修得する機会が確保されていない。
- 実践力の高い社会福祉士の養成という観点から、社会福祉士として必要な知識と技能のうち、特に技能について体系的に修得する機会を確保する必要がある。



【見直しの方向】

- 現行制度において必要とされている実務経験の期間を5年以上から4年以上に短縮する一方で、新たに短期養成施設(6月以上)での養成課程を課す。
〔短期養成施設において実習や演習等の科目を履修することで、社会福祉士として求められる技能について体系的に修得する機会を設ける。〕

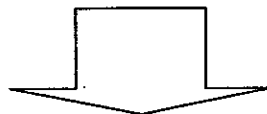
社会福祉主事による社会福祉士資格取得の在り方

【現状】

- 社会福祉主事任用資格については、社会福祉士資格取得に当たり、特段当該資格を評価するルートは設定されていない。

【課題】

- 社会福祉主事任用資格を有する者のうち、既に社会福祉に関する基礎的知識や実務経験を一定水準以上有していると考えられる者については、社会福祉専門職としてのスキルアップを促す観点から、これらの者を社会福祉士資格取得へつなげる道筋を設ける必要がある。



【見直しの方向】

- 社会福祉主事養成機関の課程を修了した後一定の実務経験（2年以上）を有する者については、社会福祉に関する基礎的知識と技能をもって福祉に関する相談援助の業を行っていることを評価し、短期養成施設の養成課程（6月以上）を課すことで、その養成課程を修了後受験資格を得られるものとする。